

[illegible]

障害者差別解消法

って、どんな法律なの？

「障害を理由とする差別」をなくすための法律です

この法律は、国や 地方自治体、会社や お店などの 民間事業者に対し「不当な差別的取扱い」を 禁止し、「合理的配慮の提供」を 義務付けることにより、障害のある人もない人も、共に暮らせる社会の 実現を 目指しています。

1. この法律で対象となる「障害のある人」とは？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他 心身の機能の障害がある人で、障害や 社会的障壁（バリア）によって 日常生活や 社会生活が 困難になっている人です。障害者手帳を 持っていない人も 含まれます。

2. この法律で対象となる「民間事業者」とは？

営利・非営利、個人・法人の別を 問いません。一般的な 企業やお店だけでなく たとえば 個人事業者や 対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う 社会福祉法人や 特定非営利活動法人も 対象となります。

3. 「社会的障壁（バリア）」とは？

物理的なバリア（事物）

公共交通機関、道路、建物などで、困難をもたらすバリア
例）段差、狭い通路 など



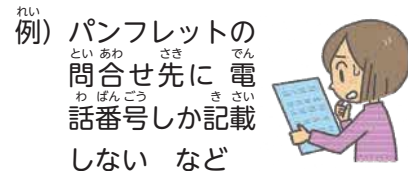
制度的なバリア（制度）

社会のルール、制度によって 能力以前に 機会の均等を 奪われるバリア
例）学校の入試・就職などで制限をする
補助犬を連れての 入店を断る など



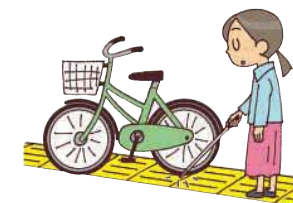
文化・情報面でのバリア（慣行）

障害のある人の存在を 意識しない文化、情報面でのバリア
例）パンフレットの問合せ先に電話番号しか記載しない など



意識上のバリア（観念）

偏見、無関心など、障害のある人を受け入れないバリア
例）点字ブロック上に物を置く、かわいそうと決めつける など



不当な差別的取扱いの 禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の 提供を拒否 または 提供にあたって 場所・時間帯を 制限したり、障害のない人に対しては 付けないような 条件を付けるなどにより、障害のある人の 権利・利益を 侵害することを 禁止しています。

例①



レストランなどの 飲食店に入ろうとしている 障害のある人を、車いすを 利用していることを理由に 断った。

例②



アパートや マンションを 借りようとして、障害があることを 伝えると、そのことを理由に 貸してくれなかった。

例③



お店で 商品の説明を 店員に 聞いたが、わかるように（値段・色・素材などを）説明してくれなかった。

合理的配慮の 提供

障害のある人から 社会的障壁（バリア）を 取り除くための 何らかの配慮を 求める意思があったときに、負担が 重すぎない範囲で 対応することを 義務付けています。

※知的障害などにより、本人が 配慮を求める意思を 表明することが 困難なときには、その家族、介助者、支援者などが 意思の表明をすることもできます。

例①



車いすを 利用している人などのために、出入り口に スロープを 設置するなど、出入り口の 段差をなくす 工夫をする。

例②



駅や電車、バスなどで アナウンスが 流れたときは、電光掲示板のあるところを 示したり、筆談を 活用する。

例③



盲導犬などの 身体障害者補助犬の 役割の大切さを 理解し、ほかのお客さんにも 理解や協力を 促す。

※令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者も合理的配慮の提供が義務となりました。